

構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部)(抄)

別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第3次提案追加分)(抄)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施期間	所管官庁
956	義務教育修了前の演劇子役の就労可能時間間の延長	労働基準法(昭和22年法律第49号)第61条第5項	義務教育を修了するまでの演劇子役の就労可能時間を、現行の午後8時までから午後9時まで延長することを検討し、措置する。ただし、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る等の観点から、今後必要な措置を検討する必要があることに留意する。	平成16年度中	厚生労働省

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)(抄)

3 分野別措置事項

8 雇用・労働関係
力 その他

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			16年度	17年度	18年度
⑤義務教育修了前の演劇子役の就労可能時間の延長(厚生労働省)	義務教育を修了するまでの演劇子役の就労可能時間を、現行の午後8時までから午後9時までに延長することを検討し、措置する。 ただし、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る等の観点から、今後必要な措置を検討する必要があることに留意する。	重点・別表2-956			